



社会保険労務士事務所  
あおぞらコンサルティング

# あおぞらLetter

〒101-0035

東京都千代田区神田紺屋町5 矢野ビル 4F

電話: 03-3526-4277 FAX: 03-3526-4276

担当: 花村

## パートタイム労働者、有期契約労働者への労働条件の明示 雇用契約書作成時のポイント 2

前回から2回シリーズで、雇用契約書についてお伝えしています。前回は全労働者に関わる基本的な事項についてお伝えいたしました。今回は、パートタイム労働者と契約期間に定めのある労働者への労働条件の明示事項、契約を結ぶ際の注意点についてご案内いたします。

### パートタイム労働者と雇用契約を結ぶ際の注意点

#### 1. はじめに・・・

パートタイム労働者とは？

1週間の所定労働時間が、他の通常の労働者と比べて短い労働者  
名称によらない

「アルバイト」「パート」「契約社員」「嘱託」等、その会社での呼称に関わらず、  
上記の定義に該当する人はすべて「パートタイム労働者」となる



#### 2. パートタイム労働者に明示が必要な労働条件は？

前回の1～18の項目に加え、下記の事項も必須

1	昇給の有無
2	退職手当の有無
3	賞与の有無



制度の有無に関わらず、書面により明示する  
必要がある

パートタイム労働法で義務づけられている

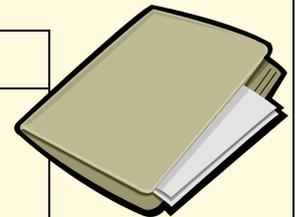
### 期間に定めのある労働者（パートタイム労働者等を含む）と雇用契約を結ぶ際の注意点

#### 1. 明示が必要な労働条件は？

前回の1～18の項目に加え、下記の事項も必須

トラブル防止の観点から、できる限り書面での明示が望ましい

4	契約満了後における契約更新の可能性の有無
5	更新が有り得る場合は、更新する場合、しない場合の判断基準 例)「契約期間満了時の業務量により判断する」 「労働者の勤務成績により判断する」 「労働者の能力により判断する」 「会社の経営状況により判断する」 等



#### 2. 契約を更新しない場合の注意点

- ・1年以上継続して雇用している労働者
- ・3回以上契約を更新している労働者

右記の労働者との契約を更新しない時  
契約満了日の30日前までに更新しない旨を伝える必要があります。  
(但し、あらかじめ「更新しない」となっている場合は除きます。)